

平成27年度 事業計画書

学校法人 目白学園

目 次

1	第3次中期計画の着実な実施.....	1
(1)	第3次中期計画期間中の具体的な年度計画の策定.....	1
(2)	平成27年度計画の策定と着実な実施.....	1
2	円滑な学園運営の実施.....	2
(1)	組織的な学園運営体制（経営企画本部主導）による円滑な学園運営.....	2
(2)	事務組織改革による一層の大学改革推進体制の構築.....	2
(3)	内部監査の強化及び監査結果に基づく業務改善.....	4
3	学生の修学活動に対する支援強化（学修環境の整備等）.....	5
(1)	奨学金制度による経済的支援.....	5
(2)	障がい等学生の支援体制.....	6
(3)	ボランティア活動支援.....	6
(4)	課外活動の支援.....	6
(5)	留学生支援.....	7
(6)	大学食堂の改善.....	7
(7)	グループ学習環境の整備【岩槻キャンパス】.....	7
(8)	学習ピアサポート制度【岩槻キャンパス】.....	7
4	学部教育の整備充実.....	8
(1)	初年次教育「ベーシックセミナー」の更なる改善について【新宿キャンパス】.....	8
(2)	新たな教養教育の構築について【新宿キャンパス】.....	8
(3)	学修支援の充実について【新宿キャンパス】.....	8
(4)	カリキュラム改正について【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】.....	8
5	大学院教育の整備充実.....	9
(1)	全研究科共通.....	9
(2)	国際交流研究科.....	9
(3)	心理学研究科.....	9
(4)	経営学研究科.....	9
(5)	言語文化研究科.....	10
(6)	生涯福祉研究科.....	10
(7)	看護学研究科.....	10
(8)	リハビリテーション学研究科.....	10
6	短期大学部教育の整備充実.....	10
(1)	授業方法の改善による能動的学習の促進.....	10
(2)	改正カリキュラムの実施と準備.....	11
(3)	学習成績の評価の適正化.....	11
(4)	就職支援の強化.....	12
(5)	検定取得の促進.....	12
(6)	スタディアブロード(海外留学)の実施.....	12
7	就職活動支援の強化について.....	12
(1)	就職相談・指導体制の強化.....	12
(2)	公務員試験対策講座の充実【新宿キャンパス】.....	13
(3)	S P I 試験対策講座の充実【新宿キャンパス】.....	13
(4)	インターンシップ参加率の向上と指導体制の整備【新宿キャンパス】.....	13

8	教員の研究活動に対する支援の強化について.....	13
(1)	地域連携・研究推進センターの新設及び研究活動への支援の充実.....	13
(2)	教員の研修専念期間についての検討.....	14
9	中学校・高等学校改革の推進.....	15
(1)	新6年一貫教育の教育計画の作成.....	15
(2)	学習指導部の設置.....	15
(3)	教科指導力の向上.....	15
(4)	進路指導の充実.....	15
(5)	SEC高校課程の開始.....	15
(6)	広報・生徒募集の強化.....	15
10	入学生の安定的確保.....	15
(1)	オープンキャンパス等の開催 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】	16
(2)	入試広報の充実 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】	16
(3)	高校、学習塾、予備校等の訪問 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】	16
(4)	試験会場の増設 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】	17
(5)	出願方法の拡充等 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】	17
(6)	入試制度改革 【新宿キャンパス】	17
(7)	入試直前相談会の開催 【新宿キャンパス】	17
○	平成27年度 学生・生徒入学定員一覧.....	18
11	危機管理体制の整備充実.....	19
(1)	各種訓練（避難訓練・防災訓練）の実施について.....	19
(2)	災害緊急時の対応整備.....	19
(3)	備蓄品の整備.....	19
12	施設の整備年次計画の策定及び計画的整備.....	19
(1)	キャンパス環境の整備計画.....	20
(2)	施設設備の充実・改善計画.....	20
13	卒業生との連携強化.....	20
(1)	卒業生とのパイプの強化 【岩槻キャンパス】	20
(2)	卒業生とのパイプを強化 【短期大学部】	20

1 第3次中期計画の着実な実施

(1) 第3次中期計画期間中の具体的な年度計画の策定

学校法人目白学園（以下「本学園」という。）においては、これまでに2回中期目標・中期計画を策定し、その具体的な計画の実現に努めてきたが、平成25年度に、第2次中期目標・計画期間を1年前倒しした上、平成26年度を初年度とし、以後5年間にわたって取り組む「第3次中期計画」を策定した。

また、大学各学部等においては、平成26年度から第3次中期計画がスタートするため、全学的な第3次中期目標・中期計画の改訂に合わせて、各学部等の平成26年度の具体的な年度計画の策定を行った。

平成25年度においては、平成26年度を初年度とするすべての年間の年度計画を俯瞰するまでには至らなかったが、今後は、「第3次中期目標」の達成を見据えた平成27年度以降の各年度の「年度計画」の策定が課題となる。

平成26年度は、「第3次中期計画」のスタート年度であり、大学各学部、短期大学部及び法人本部においては、それぞれに策定した年度計画を展開し、また、年度末には、年度計画の評価を実施し、次年度計画に反映することとしている。

「第3次中期計画」の達成のために、5年間の全体的な年度計画を描いた上で、各年度の計画の評価及び計画の進展を踏まえた調整を行いながら展開していくことが、中期計画を達成する上で重要であり、そのように実施することとしたい。

なお、中学校及び高等学校においては、「9 中学校・高等学校改革の推進」において後述するように、平成24年度に新たな校長を迎えて学校改革に取り組んでいる最中であるため、平成26年度を初年度とする「第3次中期目標」は策定しないこととして、既存の計画を実施しているところである。

(2) 平成27年度計画の策定と着実な実施

大学及び短期大学部に関しては、第3次中期目標・中期計画に係る平成26年度計画は、年度の前半と年間を通じた2回の評価（前期評価及び通年評価）を行うこととし、前期評価は9月末時点までの実施状況について、また、通年評価は、年度末時点で前期評価結果も踏まえ年度全般について、それぞれ評価を行うこととしている。

平成27年度計画については、この平成26年度計画の評価結果も踏まえ、PDCAサイクルを円滑に実施する観点から、第3次中期目標・中期計画が着実に遂行されるよう計画を策定し、実施することとしている。

なお、現在の第3次中期目標・中期計画は、当面、各学部や短期大学部の教育・研究・管理運営を主体として策定されていることから、大学院及び研究所等附属施設の計画の策定が残された課題であり、このことについては、学長から学部長等会議の場において各学部長・研究科長等に策定の要請が行なわれ、27年度の前半には計画を策定する予定である。

また、法人本部も、大学及び短期大学部の作業工程に合わせて平成26年度計画の評価作業を進め、同評価結果を踏まえた平成27年度計画を策定し、実施することとしている。

2 円滑な学園運営の実施

(1) 組織的な学園運営体制（経営企画本部主導）による円滑な学園運営

学校法人の運営に係る基本的な事項は、理事会において決定されるべきものであるが、日常的な職務の執行は、理事により行われているところである。そこで、本学園の経営及び本学園が設置する学校における教育研究活動等を円滑に行うため、平成24年度から理事長を中心とした常勤理事、大学長又は短期大学部学長である理事等による「経営企画本部」を設置し、経営企画本部会議を開催して、諸問題の対応に当たっている。

これには、校長である理事も常時参画しているが、構成員が曖昧であることから、平成27年度からは、本学園組織管理規則を見直し、経営企画本部及び経営企画本部会議の位置付け、本部構成員及び本部会議参画者を明確に規定し、より円滑な学園運営を目指すこととする。

また、本部会議の開催については、これまでは不定期（24・25年度は、年間各8回、）としていたところであるが、平成26年度からは定例化を目指し、年間9回開催したものの定例化には至らなかった。

今後の私立学校経営は、2018年問題などを控えて益々厳しさを増すことが予想されることから、8月を除いて最低月1回は開催することを前提とするとともに、学園運営について、より実質的な審議を確保することとする。

(2) 事務組織改革による一層の大学改革推進体制の構築

① 事務組織改革の経緯

本学園の「第3次中期目標・中期計画」において、中期目標として「学園の管理運営の改善」、また、中期計画として「事務組織（法人本部及び大学事務局）の見直し」を掲げた。

これを受けて、「平成26年度計画」において、第一に、「平成26年度からの第3次中期計画（5か年計画）計画に基づく大学改革を、教員と一体となって推進する事務体制を構築するため、現行事務組織の見直しを行う」こと、第二に、「② 学生教育の基本方針である「育てて送り出す大学の実現」を一層支援するための事務組織の在り方、具体的な見直しの方向性及び方法等について、検討組織を設置して整理する」ことの2点を実施することとした。

これらの「平成26年度計画」を具体的に展開するため、平成26年4月23日付け理事長裁定により、第3次中期計画推進に相応しい学園事務組織を再構築するための「事務組織検討委員会」（以下「本委員会」という。）を設置した。また、本委員会の検討を推進するため、本委員会の下に、常務理事（総務担当）を座長とする「専門部会」を置いて、具体的な改革案の策定を進めた。

② 事務組織改革案の概要

本委員会は、平成27年1月まで11回にわたって検討を重ねた。また、専門部会も、11回にわたって具体案の検討を行った。

なお、大学の事務組織改革案の策定に当たっては、事務局全体の配置人員の増加を来たさなように、スクラップ&ビルドにより具体の改革案を策定することとした。

本委員会における検討を経て、以下のような事務組織改革を行うこととした。

ア 事務組織の単位及び名称の変更について

現在の事務組織の単位として、「部」、「グループ」及び「室」等が設置されている。

しかし、「グループ」の名称は、組織における位置付けが外部から見ても、また、学生にとっても分かりづらいため、社会一般や学生に組織規模がより分かり易く、なじみのある「部」、及び「課」の呼称に改める。

また、「室」の位置付けについては、現状では「部」相当、「課」相当及び「係」相当が混在し、各々が不明確であるので、関係規則の整備時に、位置付けを明確に規定する。

イ 学長補佐体制の強化について

学長が大学改革等に取り組む上で、新たな企画(プロジェクト)の実施を推進するために、学長を補佐する体制を強化するため、現行の「学事部学事グループ」を拡充改組し、大学事務局に「部」に準ずる「大学企画室」を新設することとし、「大学企画室」に「庶務・企画課」及び「評価・企画課」の2課を新設する。

ウ 就職支援体制の強化について

学生の就職支援体制の充実強化を図るため、現行の「学生支援部キャリア支援グループ」を拡充改組し、大学事務局に「就職支援部」を新設することとし、「就職支援部」に「就職指導課」及び「キャリア支援課」の2課を新設する。

エ 法人本部事務組織の統廃合について

法人本部の4部1室(部相当)1グループ(課相当)体制について見直した結果、総務部及び人事部を新「総務部」に統廃合し、「総務部」に「総務課」及び「人事課」の2課を新設し、また、財務部及び管理部を新「財務部」に統廃合し、「財務部」に「財務課」及び「管理課」の2課を新設し、更に現行の「財務部情報システムグループ」から移行する「情報システム課」を含めて3課で構成する。

なお、現行の「監査室」は、引き続き「部」に相当する室として位置づけ、改組はしない。

オ その他

「育てて送り出す」ことを標榜する本学においては、学修成果の向上を目指す学生の支援の充実強化は、就職支援の強化以前の極めて重要な課題である。現行の「学修支援部」の名称を「教務部」に改め、「教務課」、「資格支援課」及び現行の「学事部研究支援グループ」から再編する「研究支援課」の3課をもって構成し、学修支援、資格支援及び研究支援等の分野を充実する。

また、現行の「学生支援部」の名称を「学生部」に改めるとともに、「学生課」及び「国際交流課」の2課をもって構成し、学生支援及び国際交流の分野を充実する。

更に、岩槻キャンパスの事務組織のうち、「庶務部」は、「庶務グループ」及び「入試グループ」の2グループをもって構成しているが、これまで事務局次長が直接所管していた「クリニック事務室」を新たに庶務部に移管し、庶務部長の所管の下に置く。

③ 学校法人目白学園事務組織・事務分掌規則等の改正

このたびの事務組織改革に伴い、現行の学校法人目白学園事務組織・事務分掌規則(以下「組織・分掌規則」という。)等の改正が必要となった。

このため、以下のような学園規範の整備を行うこととした。

ア 学校法人目白学園組織管理規則の改正

現行の組織・分掌規則においては、法人本部、大学(大学院を含む。)、短期大学部及び高等学校・中学校に係る事務組織を設置する根本規定が無い状況にある。

また、現行の学校法人目白学園組織管理規則（以下「組織管理規則」という。）においては、事務組織として「学園の事務組織は、別に定める。」と規定しているが、学園の事務組織に係る条項を新たに立てて、学園（法人）の事務を処理する「法人本部」、大学の事務を処理する「大学事務局」、短期大学部の事務を処理する「短期大学部事務局」及び高等学校・中学校の事務を処理する「高等学校・中学校事務室」を置く根本規定を組織管理規則の中に整備する。

イ 学校法人目白学園役員規則の改正

本学園の役員に関する規定が、組織管理規則と学校法人目白学園役員規則（以下「役員規則」という。）の両規則にまたがって規定されていること及びそれらの規定の整合性を取る必要があることから、役員規則の整備も併せて行う。

ウ 学校法人目白学園組織管理規則の制定（組織・分掌規則の見直し）

組織管理規則の整備を受けて、現行の組織・分掌規則を見直し、事務組織に関する規範と事務分掌に関する規範とは分けて整備する。

組織管理規則の事務組織に関する根本規定に基づき、「法人本部」及び「大学事務局」に置く「部」等の区分並びにそれらの各事務組織における所掌事務等について規定する事務組織規則を整備する。

更に、「短期大学部事務局」は「大学事務局」のうちの一部の「部」等をもって充てる規定及び「高等学校・中学校事務室」は「課」に相当する組織とする規定並びにそれらの各事務組織における所掌事務等に係る規定を整備する。

エ 学校法人目白学園事務分掌等規程の制定（組織・分掌規則の見直し）

事務組織規則を受けて、事務組織規則に規定する「部」等の中の分課などの組織区分及び各組織区分の事務分掌を規定する事務分掌等規程を整備する。

なお、事務分掌に関する部分の現行規定についても、全般にわたって見直し、現状に応じて表記の整合を図った。

オ 学校法人目白学園職員職制規程の制定（組織・分掌規則の見直し）

現行の職員の職制に関する規定を見直し、また、不足部分の規定を補って、学校法人目白学園職員職制規程（以下「職員職制規程」という。）を新たに整備する。

カ 高等学校・中学校校務分掌規程の制定（組織・分掌規則の見直し）

現行の高等学校・中学校事務室の事務分掌に係る規定を見直し、校務分掌の現状に応じた目白研心高等学校・目白研心中学校校務分掌規程を新たに整備する。

(3) 内部監査の強化及び監査結果に基づく業務改善

内部監査は、学校法人運営におけるコンプライアンスの確立と合理的かつ効率的な経営の実現を通じ、組織ガバナンスの向上を図ること目的として行う。

本学園では、平成20年度から科学研究費を中心とした内部監査を開始し、平成24年度からは、関係規範及び組織を整備の上、監査対象を学園業務全般に拡大し、現在に至っている。

平成27年度の内部監査は、前年度を基本としつつ、併せて、学内外からの新たな要請事項に対応すべく、以下のとおり実施する。

① 監査対象

監査対象は、学園業務全般からリスク管理上優先度の高い項目、平成26年度以前に実施したものの中から、改善状況を確認すべき項目及び科学研究費とする。

監査対象部署等については、法人本部、学校法人が設置する学校（事務局・事務室を含む。）及び各附置施設等の中から、前述の監査項目に応じて選択する。

② 監査の実施等

監査実施に当たっての視点は、内部監査規則の主旨に則り、適法性、合理性及び効率性を基本とする。また、科学研究費については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」の改正（平成26年2月18日付け）に対応すべく、いわゆる“内部監査部門によるリスクアプローチ監査”の充実と強化を図る。

監査員については、理事長が任命した臨時監査室員の中から、監査室長が指名する。人選に当たっては業務経験、能力及び適性等を勘案しつつ、未経験者を一定の割合含めることにより監査員となる教職員の負担の平準化及び監査に携わる人材の育成を図る。

監査作業は被監査部署における関係資料の確認及び照合、被監査部署の長又は学内外関係者に対する質疑、照会等により行う。

また、被監査部署及び監査員の負担軽減、監査作業の円滑化及び効果の最大化等を図るため、例年同様、監査室は監査実施コーディネーターとしての機能を発揮し、被監査部署における業務の把握、論点整理、事前調整及び監査用帳票の改良等に努める。

なお、監査の実施時期については、被監査部署の業務に支障を来たさぬよう、十分に配慮することとする。

③ 業務改善

理事長が業務改善のための措置が必要と判断した時は、内部監査規則に則り、監査室長を通じ、被監査部署の責任者に対して改善計画作成の指示を行い、監査室長が、当該計画の実施状況について報告を求め、必要に応じて調査を行う。

改善計画作成指示の対象外と判断された場合にも、必要に応じて、監査室長が被監査部署の責任者に対し、要改善点について指導、助言等を行う。

また、監査結果概要を各種会議等の場で幹部教職員へフィードバックし、監査を通じて明らかになった課題の共有及び業務改善に向けた取組みの促進を図る。

④ 監事及び監査法人との連携

学校法人運営のガバナンス確立に向けた取組みを推進し、併せて内部監査規則、科学研究費配分機関からの要請及び大学機関別認証評価等に対応すべく、監査室長は、本学園の監事及び監査法人との連携による組織ガバナンスの向上に努める。

3 学生の修学活動に対する支援強化（学修環境の整備等）

(1) 奨学金制度による経済的支援

【新宿キャンパス】

本学の奨学金制度は、経済的に困窮している学生を支援するため、日本学生支援機構（JASSO）のみならず、本学独自の教育後援桐光会給付型奨学金、同窓会等が運営する貸与型桐和奨学金及び地方公共団体が募集する奨学金に一元的に対応している。JASSO

については、平成25年度から専門の担当者を配置し、保護者からの問い合わせにも対応している。

平成27年度も引き続き、奨学金制度の案内、学内説明会など学生生活の質の向上に努める。

【岩槻キャンパス】

岩槻キャンパスでは、学生のほぼ2名に1名の割合で何らかの奨学金制度を利用している。JASSOを始めとして、地方公共団体や個別の病院や施設が募集する奨学金も多数に上っている。他に、教育後援「桐光会」奨学金、卒業生団体の桐和奨学金にも学生サービスグループで相談の段階から対応している。

平成27年度は、給付型奨学金制度の案内等に努めたい。

(2) 障がい等学生の支援体制

【新宿キャンパス】

障がい等学生に関する各種相談の受入れについて、平成26年度から障がい等学生修学支援委員会で検討した結果、平成27年度から障がい等学生支援室（仮称）を設置し、学生相談室など関連部署等と連携協力して、障がい学生の入学相談、学生生活、修学支援、及び就職支援等、一緒に学ぶ学生達に対して啓発活動を展開する予定である。

【岩槻キャンパス】

現在、岩槻キャンパスでは、学科の特性から、障がい等を持つ学生が多いとはいえない状況である。平成27年4月に障がい等学生支援室（仮称）が新宿キャンパスに設置されることを機に、学生サービスグループでも相談を受け付けることになっている。各学科、新宿キャンパスの支援室、学生相談室、保健室と連携をとりながら支援体制の構築に取り組む予定である。

(3) ボランティア活動支援

【新宿キャンパス】

ボランティア活動を推進するため、一定のボランティア講座受講者に対し、ボランティア保険への加入等を財政面から支援する。各学科で行われているボランティアを、内外に知らせるための広報活動を行う。総務省後援の災害ボランティア講座を引き続き大学内で実施し、受講者に対して受講料など支援する。

【岩槻キャンパス】

岩槻キャンパスにおいては、各学科で実施しているボランティア活動のみならず、学生自治活動としてのボランティア活動は活発である。

平成27年度は、これらの活動をホームページ等を通じて広報するとともに、研修受講者に対するボランティア保険の校費加入、教育後援桐光会支援の災害救援ボランティア講座の実施にも取り組む予定である。

(4) 課外活動の支援

【新宿キャンパス】

学生の課外活動、学生会活動及び行事等による活動を活性化するために、平成26年度から活動に積極的なクラブ団体に対して課外活動活性化助成を行い、財政面の一部支援に取り組んでいるが、平成27年度も、引き続き支援する。

公認団体以外の一般学生が自由に参加できる学校行事のSPISチャレンジ、ECOプロジェクト及び桐和祭（学園祭）などの充実に努める。また、社会貢献活動、地域の振興・活性化に貢献する団体に対して、財政面の支援を行う。

【岩槻キャンパス】

学生の課外活動、学友会活動、行事等による活動参加を、引き続き学生委員会及び学生サービスグループを中心に推進する。

平成27年度は、「地域連携・研究推進センター」が設立され、岩槻キャンパスに分室が置かれることから、センターの協力も得て、地元地域との連携に学生も参加できる仕組みの構築を目指す。

(5) 留学生支援

【新宿キャンパス】

本学には、大学、短期大学部、大学院に在籍している留学生、交換留学生、別科生及び短期日本語・日本文化研修の留学生などが数多く在学している、これらの様々な立場の留学生の支援に、学生支援部の学生サービスグループ及び国際交流サービスグループが関わっている。

学生サービスグループは、引き続き入国管理局への申請手続き、住居など生活相談、学費減免など、留学生の生活支援を行う。また、留学生会本部が主催している異文化交流スキー旅行などの行事に、一部財政面の負担を含めた支援に努める。

(6) 大学食堂の改善

【新宿キャンパス】

新宿キャンパス1号館地下にある大学食堂については、設備、備品等が劣化しており、温かく、おいしい食事の提供という観点から問題を抱えている。

平成27年度は、学生のメニュー、味、食堂環境等の意見を聞いたうえで、平成28年度以降にどのような食堂にするかの調査・検討を行う。

【岩槻キャンパス】

岩槻キャンパス大学会館内にある食堂については、平成27年度に照明、床などのハード面の改修及びメニュー等の大幅な見直しを予定している。7月には、大学会館に隣接する小教室を10室備えた多目的棟（仮称）が竣工するが、これによりグループ学習環境が整備されるとともに、食堂の混雑も緩和されるものと見込んでいる。

(7) グループ学習環境の整備【岩槻キャンパス】

保健医療学部、看護学部ともに国家試験対策の一環としてグループ学習を重視している。

現在、学習スペースとして、授業のない小教室を利用しているが、学生数に対して十分とはいえない状況である。平成27年7月竣工予定の多目的棟（仮称）は、このグループ学習にも利用することになっている。グループ学習環境の充実による効果を期待したい。

(8) 学習ピアサポート制度【岩槻キャンパス】

保健医療学部、看護学部ともに、平成26年度秋学期から上級生（3、4年次生）が下級生（主に1年次生）の苦手科目克服の手助けをする「学習ピアサポート制度」を導入した。初年度は、理学療法学科及び作業療法学科の学生13名がサポーター登録をし、教員の指導を受けながら下級生に対応している。

平成27年度は、制度の一層の充実を図りたい。

4 学部教育の整備充実

受動的な学習態度から能動的・自発的な学習態度へと転換を図るため、平成25年度からスタートした初年時教育の更なる充実を図る。それと並行して、広い視野と教養を修得させるための「教養教育」を抜本的に見直し、「幅広い職業人や教養ある市民」を育成するための新たなカリキュラム編成を検討する。

それらを中心に、平成27年度は、学部教育の充実に向けて、以下の施策を実施する。

(1) 初年次教育「ベーシックセミナー」の更なる改善について【新宿キャンパス】

平成25年度から導入した初年時教育科目「ベーシックセミナー」は少人数制（1クラス20人以下）でアクティブラーニング（能動的学習）を取り入れた科目として全学統一で実施してきたが、主体的な学びへの意欲が従前と比べて大きく高まりつつあるなど、徐々に成果が出始めている。また、更なる改善のために、学生アンケート結果等を基にして、ベーシックセミナー責任者会議や全学FD研修などで成果や課題を共有している。

平成27年度は以下のような改善に取り組む。

- ① 授業内容の更なる改善を図るため、これまでの成功事例を基に、授業で使用するワークシートを充実させ、より授業で活かせるような内容に変更する。
- ② キャリア形成科目（「表現演習」「情報活用演習」）との連携を強め、授業で身に着けるべき内容を再整理、棲み分けして、より系統的に学べるようにする。
- ③ オリジナルテキストを作成して2年間使用してきたが、更に使いやすい内容への改訂を進める。

(2) 新たな教養教育の構築について【新宿キャンパス】

- ① 副学長を中心に「教養教育検討委員会」を設置し、新たな教養教育の基本方針の企画・立案、カリキュラム編成等を行う体制を構築する。
- ② 新たに教養教育として構築する科目は、初年次教育科目、キャリア形成科目、芸術、語学、体育等の科目に加えて、統合的・学際的な科目やグローバル教養に関わる科目とする。

その際、本学の「学士力」を構成する「人間性」、「社会性」、「知力」、「健康」、「向上心」の5つの資質・能力を涵養するという視点が組み込まれる。

(3) 学修支援の充実について【新宿キャンパス】

- ① 学習支援センターの機能を拡充し、学生の利用促進を図る。
グループ学習等を中心に、学生の自主的な学習を支援する体制を整える。
- ② 新入生の基礎力調査の実施
入学時のオリエンテーションにおいて、学生の高校までの学習態度、これからの進路意識や学生生活での期待等を調査し、学生自身が大学での学修計画や進路指導の基礎的資料として活用すると同時に、本学が各種施策を検討する際の資料の一つとする。

(4) カリキュラム改正について【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】

平成28年度から、人間学部子ども学科、社会学部地域社会学科（平成28年度からの学科名称変更について検討中）、経営学部経営学科及び看護学部看護学科において、カリキュラムの改正を行う。

改正の目的は、① 社会のニーズの変化により求められる教育が変化することに対するコース内容の見直し、② より学習の順次性を明確にするために科目の整理、③ 学科として共通に必要なとされる科目の見直しによる必修科目の見直し、④ 臨床能力の強化を目的とした実習・演習の充実、などである。

これらの改正後のカリキュラムの円滑な実施に努める。

5 大学院教育の整備充実

平成27年度は、大学院教育の整備充実に向けて、各研究科において、次の施策を実施する。

(1) 全研究科共通

- ① 研究科・専攻ごとに、大学院教育の実質化や整備充実にかかる改善計画を含めた第3次中期目標・中期計画及び年度計画を、27年度の前半を目途に策定する。
- ② 研究科ごとに、既に制定されている人材養成に係る目的を踏まえ、「教育課程と指導方針（CP）」及び「大学院の学位授与方針（DP）」を、27年度の前半を目途に策定する。併せて「求める学生像（AP）」についても、同時期までに見直しを行なう。

(2) 国際交流研究科

- ① カリキュラムの改訂、修了要件の見直しを検討する。
- ② グローバル人材及び高度教養人の育成に主眼を置く。
- ③ 修士論文中間・最終報告会を軸に研究科全体による論文指導体制を更に強化する。
- ④ 多様な地域からの留学生、新卒者、就労者、退職者等、多様な層の学生を確保する。

(3) 心理学研究科

- ① 入学者が新卒者に偏らないよう、社会人入学者とバランスを取る方法を検討する（現代心理学専攻）
- ② 推薦入試制度について検討し、大学院進学を目指す本学学部学生に対する指導を積極的に進める（臨床心理学専攻）
- ③ 心理職の国家資格化を見据え、研究科及び専攻の在り方について検討する（現代心理学・臨床心理学専攻）
- ④ 長期履修制度も含め、準備状態と学力に見合った学修及び研究指導法を徹底することにより中途退学を防ぐよう努める。（現代心理学専攻）
- ⑤ 研究指導を強化し、博士論文の質を高める（博士後期課程）

(4) 経営学研究科

- ① 博士後期課程の入学者の確保及び在学生の研究の活性化を図る。
- ② 修士課程入学者の中に、海外における3年制大学の卒業生を増やしたため、学生の学力低下を招いたことを踏まえ、修士課程入学者及び修了者の学力の向上を図る。

(5) 言語文化研究科

- ① 本研究科・専攻の設置目的（あるいは人材育成目的）を明確化し、その目的を達成するためのカリキュラムの整備・充実を図る。
- ② 専攻の改組や入学定員の見直しを図るなど、具体的方策を検討する。
- ③ 本研究科の主要な人材供給源となるべき本学外国語学部との、接続教育の在り方について検討する。

(6) 生涯福祉研究科

- ① 介護領域で働く専門職が学べるよう、カリキュラムの見直しを行う。
- ② 認定社会福祉士認証・認定機構の認定社会福祉士になるために必要な研修を、カリキュラムに組み込むか検討する。
- ③ リハビリテーション学研究科教員との研究面での連携を図る。福祉現場の状況に合わせて、卒後生、社会人のリカレントの場として更に展開できるような具体的な仕組みを考える。
- ④ 留学生の日本語の記述能力や福祉の知識を高める必要があり、学部の関連授業の科目等履修を義務づけ、実施する。

(7) 看護学研究科

- ① 平成28年度からスタートする改正後のカリキュラムの実施に向けて準備する。
- ② 「認定看護管理者」資格取得に向けた教育を強化する。
- ③ DPとコアコンピテンシー・評価基準について検討する。
- ④ 学部生、卒業生への広報を実施する。
- ⑤ 学生募集の一環として、科目履修生の募集を強化する。

(8) リハビリテーション学研究科

- ① リハビリテーション学研究科を基盤に、更なる研究の高度化について検討を進める。
- ② 設置時のカリキュラムの点検を行い、リハビリテーション分野の進展に伴う、カリキュラム改正の必要性について検討する。
- ③ リハビリテーション病院・施設に加え、関連専門学校への研究科紹介活動を積極的に行い、学生募集に結び付ける。

6 短期大学部教育の整備充実

平成27年度は、短期大学部の教育の充実に向けて、次の施策を実施する。

(1) 授業方法の改善による能動的学習の促進

平成25年度に導入した「ベーシックセミナー」が一定の成果を上げている。高校からの接続、大学での学びの習得を目標として「能動的学習」を主体的に授業展開してきている。平成27年度は他の科目を含め学習習慣をつけさせることを重点に自宅学習時間(予習及び復習)を確保するための仕組みを導入する。

- ① 「ベーシックセミナー」のさらなる充実
グループワークを深化させ、学習ポートレートをより発展させ進路選択に役立つツールとする。

② PBL実施

PBLを実施するために、地域連携、学園祭等の企画運営を学生に体験させる。

③ 事前学習、事後学習の充実

自発的、自律的学習を習慣づけるためにWEBCOMを利用したり、その他有効な方法を教員が一層研究し、開発する。またシラバスに「事前準備・事後学修」の項目を追加し、予習・復習の指針を示す。

④ 基礎学力にばらつきのある学生それぞれに応じた学習支援の計画

学習支援センターの本格的な稼働により、これまでの課題でもあった基礎学力不足への対応について、個別の教員が工夫している。しかし、学力が十分であり、レベルの高い学びを期待している学生に対する対応はこれまで十分ではなかった。これらの学生にも、満足のいく学習を支援することを目指す。

(2) 改正カリキュラムの実施と準備

平成28年度から短期大学部の学びの体系を再構築し、それに対応したカリキュラムの大幅なカリキュラム改正を実施する。(基礎教育科目の充実、短期大学部共通専門科目の新設、3学科の専門科目の改正等)。また、この改正は3学科とも時代のニーズを踏まえ、学生に卒業後の進路も捉えられやすいことを重視した。3学科とも平成28年度の下記のカリキュラム改正を支障なく行うため、平成27年度は、教員、設備等の準備を行う。

① 生活科学科

生活科学科は4つの学びのフィールドを見なおし、「ブライダル・コスメフィールド」、「子どもフィールド」を新設し6フィールドとした。なお「介護福祉コース」は平成27年度の募集をもって新入生の募集を停止することを決定している。

② 製菓学科

製菓学科は新たに「製菓衛生師コース」を新設する。

③ ビジネス社会学科

ビジネス社会学科は3つの学びのフィールドを見直し、「メディカル秘書フィールド」「エアラインビジネスフィールド」を新設し5フィールドとする。

(3) 学習成績の評価の適正化

① シラバスの確実な運用

平成26年度に引き続き、シラバスの内容を更に充実させる。「事前学習、事後学習」項目に加え、「評価方法」に評価の基準を加え、学習成績の評価を見えやすいものとした。このシラバスを確実に運用する。

② 新たな成績評価基準の実施

平成26年度に科目の評価の実態を調査し、全科目の成績の開示、教員間による評価の比率等の実態を把握した。その結果を踏まえ、成績評価基準「80点以上である(S+A)の評価は概ね30%を限度する」(短期大学部教授会申し合わせ)を新たに設けた。平成26年度秋学期から試行しているが、本格的に実施し、学習成績の適切な評価を目指す。

③ GPAデータの変化の分析

平成26年度にも方針に挙げていたが、十分に成果を出せなかったため、引き続き実施する。学生個々人のGPAデータの変化を分析し、特に低位の学生の個別指導に役立つ。

(4) 就職支援の強化

- ① 「キャリアデザイン」科目の充実
クラス担任による授業から、キャリア専門とする教員が担当する授業へと転換する。
- ② キャリアセンターとの連携の強化
キャリアセンター運営委員会に短期大学部会を設け、短期大学部固有の課題について、きめ細かい議論を経て学生への就職支援を目指す。
- ③ 保護者との連携の強化
入学式後に保護者に対する就職のガイダンスを実施し、保護者との連携を強化し、学生へのより効果的な就職支援活動を目指す。

(5) 検定取得の促進

短期大学部の基本検定（日本語検定、秘書検定、販売士検定）の取得（者）数を増やすとともに、学科固有の検定の取得（者）数も増やすことを目指す。それぞれの検定試験は学内の資格取得関連科目と有機的に結び付け、学生の意欲を促す仕組みを作る。

平成26年度秋学期に新設した検定取得奨学金も有効に利用する。

(6) スタディアブロード(海外留学)の実施

学生にグローバルな視野を開くため、短期海外留学、海外研修の実施について検討する。

7 就職活動支援の強化について

景気の回復がマスコミ等でいわれている昨今、企業の新卒採用意欲は向上しているが、厳選採用は変わらない状況である。また、平成27年度卒業生より就職採用活動が後ろ倒しとなったが、必ずしもすべての企業が経団連の指針に則る訳ではなく、採用スケジュールは多様化・通年化している。更に就職情報サイトの膨大な情報は学生の就職活動を複雑化している。このような状況下、学生が主体的に将来のことを考え、行動し、志望する進路が実現できるよう、様々な就職支援プログラムを実施している。

平成27年度の重点施策は、以下のとおりである。

(1) 就職相談・指導体制の強化

- ① 就職相談・指導体制の強化【新宿キャンパス】
従来のキャリアカウンセラーによる就職相談体制の充実に加え、優良企業との連携を強化し、企業紹介を主とした就職相談の強化を図る。また、新卒応援ハローワーク等と連携し、多様な支援体制を整備する。なお、相談ブースの増設、就職関連資料の充実等を行うため、キャリアセンターの移動及び拡充を行うことを検討する。
また、各種就職支援ガイダンス等の効果測定から、指導体制の整備を行う。
- ② 求人先の開拓【岩槻キャンパス】
保健医療学部、看護学部とも国家試験合格者は、開学以来100%の正規採用で就職している。求人数は開学以来一貫して増加しているが、今後同様学部の卒業生が多くなる状況を踏まえ、両学部とも学内で病院、医療センター、社会福祉法人、介護老人保健施設などの合同就職説明会を実施している。平成26年度、学内で保健医療学部生対象には60施設、看護学部生対象には11施設が参加し採用についての説明を行った。平

平成27年度保健医療学部では100施設の参加、看護学部においても平成26年度を上回る施設等の参加を目標としている。

③ 求人資料情報提供の充実について【岩槻キャンパス】

学生は、現在保健医療学部、看護学部に対して採用を希望する施設等からの情報を就職資料室で閲覧が可能である。現在1,500施設等の情報が施設毎、地域別に整理されており、学生は個人、グループ等で利用している。平成27年度は就職活動に必要な資料作成、データベース構築のため、修学支援部内及び教育推進室との連携を図りより上質な情報を学生に提供したい。

(2) 公務員試験対策講座の充実【新宿キャンパス】

地方公務員を目指す学生に対し、約5ヶ月の基礎講座を主軸に、その前段に基礎学力向上を狙いとした入門講座を開講し、また、基礎講座終了直後に直前対策講座の開講することで、体系的なプログラムを展開し充実を図る。なお、基礎学力向上講座（入門講座）は、公務員を志望する学生に限らず、一般企業を希望する学生へも対応するものであり、一般企業を志望する低学年の受講も促進する。

(3) S P I 試験対策講座の充実【新宿キャンパス】

業界を問わず多くの企業が就職試験として採用しているS P I 試験の対策講座を、夏季休業期間と春季休業期間に少人数クラスで実施することで内容の充実を図る。また、講座の事前事後に模擬試験を行い、講座の効果を測ることで自己効力感の向上を目指す。

(4) インターンシップ参加率の向上と指導體制の整備【新宿キャンパス】

現在、さまざまな形態で実施されているインターンシップ（正課授業のインターンシップ、本学経由の公募インターンシップ、自由応募のインターンシップ等）を体系化し、内容の充実、情報提供体制の強化等に加え、学生へインターンシップセミナー等を開催し、インターンシップの支援体制を整備する。更に、インターンシップ参加状況等について組織的に把握するシステムを構築する。

8 教員の研究活動に対する支援の強化について

(1) 地域連携・研究推進センターの新設及び研究活動への支援の充実

平成27年度においては、「目白大学地域連携・研究推進センター」を新設し、本学の教育研究の成果の積極的な社会への還元や地域貢献・産学連携活動を通じて、地域連携教育や学術研究の効果的な推進を図る活動を強化していくこととしている。

本センターの具体的業務の主な業務としては、「①地域貢献、地域連携教育、産学官連携及び研究推進に係る基本方針の策定、②地域貢献の推進、③産学官連携活動の推進、④研究活動の推進」などがあり、新宿キャンパスにセンター本体を置くとともに岩槻キャンパスにも本センターの分室を設け、両キャンパスの研究成果等を重層的に地域連携や産学官共同研究等の推進に展開させることとしている。

本センターの設置に併せて、従来の研究・社会貢献委員会を廃止し、本センターの運営委員会を中核として、地域連携や産学官共同研究等の諸活動の一元的整理・統括を行い効果的な推進を図ることとしている。

なお、教員の研究活動に対する従来からの支援措置についても、本センターにおいて、これまでと同様に、以下のように継続して実施する。

① 外部資金獲得のための体制づくりの整備

科学研究費助成事業等の公的研究費制度の動向や研究活動の実情を把握、考慮しつつ、学内諸制度の見直しや間接経費等の有効活用を図ることにより、外部資金獲得のための研究環境の整備を行うとともに、公的研究費の獲得のための学内特別研究費の一層の充実を図る。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正並びに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」についての学内周知やコンプライアンス教育等を一層推進し、外部資金獲得のための研究支援体制の整備を行う。

② 研究成果を広く展開し、社会に還元するための体制の整備

教員の研究活動の活性化により、企業や地域社会の課題解決に繋がりうる研究成果をより多く創出するとともに、本学として組織的・効果的な研究の展開を図るため、包括連携協定の締結推進などを進める体制の整備を行う。

更に、それらの成果についての情報発信を積極的に行い、本学の社会貢献機能を強化するとともに、当該教員は学生に対する授業への還元を通して教育の質の向上に寄与する。

③ 産学協同事業への積極的参加の推奨

企業と連携した共同研究の推進及び共同での公開講座などの開催による産学協同事業を積極的に推進するとともに、国、自治体及び産業界などが主催する大型の産学マッチングイベントへの参加・出展や本学の強みを生かした社会貢献事業などにも積極的に参加し、本学の様々な分野の研究成果を広く対外的に発信し、更なる対外連携に繋がる展開を図る。

(2) 教員の研修専念期間についての検討

第3次中期目標・中期計画の策定過程で、全ての学部・学科から、いわゆるサバティカル・リーブ(長期の研修・研究休暇制度)についての要望が多数寄せられたこともあり、平成26年12月開催の学部長等会議において、「教員の研修専念期間に係る検討プロジェクト」(渋谷社会学部長を委員長とし、各学部長、関係学務部長、指名教員及び学修支援部長で構成)の設置が承認された。

本プロジェクトは、平成27年9月を目途に結論を出す予定であり、これを踏まえ、法人本部等との必要な調整を経て実際の制度設計にまでつなげることとしている。

9 中学校・高等学校改革の推進

学校改革の第3ステージに入る本年は、6年一貫教育の本格的な改革、スーパー・イングリッシュ・コース（以下「SEC」という。）の高校課程の実践に取り組むと同時に、次期学習指導要領改訂（2020年問題）の課題と対応策の検討を開始する。第2ステージ3年間の改革の実績をもとに、すべての面で「チーム目白」として「学校力」の向上を目指し、以下の事業に取り組む。

(1) 新6年一貫教育の教育計画の作成

- ① 新しい6年一貫教育システムを構築する。
- ② 育てたい生徒像の明確化並びにそのための施策及びプログラムを確立する。

(2) 学習指導部の設置

- ① 進路指導部及び教務部の学習指導関係面を統合し、学習指導の体系化を図り、学習指導の充実を目指す。
- ② 成績評価法及び処理法を、進学校として適切なものに変更する。
- ③ 各教科の指導計画を統括する。

(3) 教科指導力の向上

- ① PDCAサイクルによる授業力の改善を目指す。
- ② 各学年・コース毎の学力の定着・伸長を目標とするシラバスを作成する。
- ③ 次期学習指導要領改訂の課題及び対応策の検討を開始する。

(4) 進路指導の充実

- ① 中期計画の進学目標の達成を目指して、スキルの共有・情報の蓄積を図り、進路・学習支援を強化する。
- ② 「チーム目白」として、教員（担任と進路指導部）と生徒がチームを組んで、目標の早期設定、高い志の維持、進路選定・決定までの進路実現支援体制を確立する。

(5) SEC高校課程の開始

- ① 国際理解教育の高校課程3年間の系統的プログラムを作成する。
- ② 1年次の教育実践及びプログラムの質的向上を目指す。

(6) 広報・生徒募集の強化

- ① 6年一貫教育の広報力の強化及び生徒募集力の向上を目指す。
- ② ホームページのリニューアルにより、広報力の向上を図り、説明会参加者の増加を目指す。

10 入学生の安定的確保

平成27年度入試の志願状況を踏まえ、安定的に学生を獲得するため、平成27年度は、次の事業を中心に実施し、各学科の定員充足を期す。

(1) オープンキャンパス等の開催 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】

オープンキャンパス、学びフェスタ及び一般入試対策講座等のイベントは、受験生や保護者の関心が高く、学生募集活動上、ますます重要さを増している。学科の要でもある学びの特色については、これまで以上に工夫を凝らす。また、各学部において、どのような人材を養成し、社会に送り出していこうとするのかを積極的に発信していくこととする。

多くの高校生や保護者が参加するオープンキャンパスについては、本学を総体的にアピールし理解してもらうための機会として位置づけ、教職員及び学生並びに社会で活躍する卒業生にも協力を得て、全学を挙げての開催とする。27年度は以下のとおり実施する。

① 年5回のオープンキャンパス（6月14日、7月12日、8月8日、8月9日、9月13日）及び春のキャンパス見学会（4月26日）を実施する。

特に、8月8日及び8月9日については、学食体験や模擬授業の拡大版「学びフェスタ」を実施する。また、9月13日は、AOや推薦入試希望者のための予備校講師による小論文対策講座や入学センタースタッフによる個別相談や入試説明会を実施する。

② 岩槻キャンパスは、医療系キャンパスの特色を打ち出すため、プログラムの目玉として「特別企画」を、全5回にわたり実施する。内容は、教員の研究活動についてのPR、1年生から卒業生までの学年毎の経験談、医療従事者の役割と臨床現場の説明等とし、各回に実施する。

③ オープンキャンパス開催日の午前中を利用して、高校生低学年向けに各職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の理解や本学への志望を促すために、3学科の体験学習に参加する等の「特別体験プログラム」を実施する。

④ 高校教員対象説明会（6月17日：新宿・6月18日：岩槻）では、首都圏を中心とする高等学校の進路指導担当者を対象に、28年度入試についての説明会や個別相談を実施する。

(2) 入試広報の充実 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】

① 昨年度導入したソーシャルメディア「LINE」の活用を強化する。受験生に選んでもらえる大学として、「LINE@目白大学」から一人ひとりに向けた情報発信を更に充実させる。

② 変わらない広報と様変わり続ける広報の両者のバランスを取りながら、「目白大学の個性」を浸透させたい。その手段の一つとして、引き続き、広告ではなく、「記事」としてマスコミ媒体に取り上げられるような広報を強化する。具体的には、プレスリリースの配信に注力して記事掲載の確率を高め、マスコミ媒体を通じて社会的評価が得られるよう取り組むこととする。

(3) 高校、学習塾、予備校等の訪問 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】

学生確保に関するマーケティングシステムを活用しながら、高校、学習塾及び予備校への訪問活動をより一層強化する。

自宅通学圏内の大学・短期大学部進学志向が強まっていることを考慮し、首都圏内を最重点エリアと定めて丁寧な募集活動を実施する。

(4) 試験会場の増設 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】

志願者増を図るため、全学部統一入試において、新たに郡山会場と沼津会場を設ける。

(5) 出願方法の拡充等 【新宿キャンパス・岩槻キャンパス】

- ① 大学一般入試でインターネット出願方式を継続利用する。従来型の出願方式との併用により、出願受付における業務の効率化を図る。
- ② 大学入試センター試験利用入試全日程でオンライン受験票発行システムを継続利用し、業務の効率化を図る。

(6) 入試制度改革 【新宿キャンパス】

- ① 大学入試センター試験利用入試（A日程）における選択科目を拡大し、志願者増を図るとともに多様な学生を受け入れる。
- ② 保健医療学部と看護学科の一般入試（A日程・B日程）の試験科目において、選択可能な科目を拡大し、志願者増を図るとともに多様な学生を受け入れる
- ③ 推薦入試における出願資格要件を拡充するとともに指定校の学科枠を見直す。
- ④ 新設される「目白大学入学試験優秀者特別奨学金」及び「目白大学短期大学部入学試験優秀者特別奨学金」により、成績上位者の確保を図ることとする。

(7) 入試直前相談会の開催 【新宿キャンパス】

一般入試窓口願書受付日を増やすとともに、入試直前相談会を新宿キャンパスで開催することにより、受験生に丁寧なアドバイスを行い、希望にあった学部学科に出願してもらうための機会を提供する。

○ 平成27年度 学生・生徒入学定員一覧

区 分	研究科・学部名	専攻・学科名	入学定員	編入学定
大 学 院	国際交流研究科	国際交流専攻（修士）	20	—
	心理学研究科	心理学専攻（博士後期）	3	—
		現代心理学専攻（修士）	20	—
		臨床心理学専攻（修士）	30	—
	経営学研究科	経営学専攻（博士後期）	3	—
		経営学専攻（修士）	20	—
	生涯福祉研究科	生涯福祉専攻（修士）	20	—
	言語文化研究科	英語・英語教育専攻（修士）	10	—
		日本語・日本語教育専攻（修士）	10	—
		中国・韓国言語文化専攻（修士）	10	—
	看護学研究科	看護学専攻（修士）	15	—
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻（修士）	15	—	
	研究科小計		176	—
大 学	人間学部	心理カウンセリング学科	120	10
		人間福祉学科	120	10
		子ども学科	140	10
		児童教育学科	50	—
	社会学部	社会情報学科	120	5
		メディア表現学科	120	5
		地域社会学科	80	5
	経営学部	経営学科	120	5
	外国語学部	英米語学科	80	5
		中国語学科	40	—
		韓国語学科	60	—
		日本語・日本語教育学科	40	—
	保健医療学部	理学療法学科	80	—
		作業療法学科	60	—
		言語聴覚学科	40	—
	看護学部	看護学科	100	—
		学部小計		1,370
留学生別科	日本語専修課程	日本	120	—
		アジア	20	—
	別科小計		140	—
短期大学部		生活科学科	80	—
		製菓学科	80	—
		ビジネス社会学科	60	—
		短期大学部小計		220
高等学校			240	—
中学校			120	—
	中・高小計		360	—
学 園 合 計			2,266	55

1 1 危機管理体制の整備充実

危機管理の基本方針は、学生・生徒の生命身体の安全を確保することを第一とし、災害等によって、学生・生徒に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、関係官公庁・諸関係機関等と連携しながら、教職員が一体となって協力し、危機対応・対策活動に取り組む。

学生・生徒・教職員等に対して、危機管理意識の啓発に努める。学生向けに作成している「震災対応簡易マニュアル」を、平成 27 年版に改訂して、在学生には在学生オリエンテーション時に、新入生には入学時オリエンテーションやフレッシュマンセミナー時に学生一人ひとりに配付する。また、中学校・高等学校の生徒に対しては、災害時の対応簡易マニュアルを掲載している「学園生活のしおり」を、平成 27 年度版に改訂して、生徒一人ひとりに配付し、ホームルーム時間を利用し、危機管理意識の啓発に努める。

(1) 各種訓練（避難訓練・防災訓練）の実施について

「危機管理マニュアル」に定める避難訓練と防災訓練の指針に沿い、年間スケジュールを通して、大学・短期大学部及び高等学校・中学校において計画的に実施する。

また、教職員・法人本部職員・関係者（警備・設備・清掃・食堂等の従事者）が参加する総合訓練も計画し、実施する。

実際の訓練時、消火器・消火栓を使用する実践的訓練等の場合は、所轄消防署等の支援協力指導の下、連携して実施し、各自が実施体験を積み、技術向上を図る。

防犯対策（不審者等）については、教育環境を保持し、学生・生徒と教職員の心身の安全の確保を第一とし、多種多様な事件・事故発生に備えて、対応対策を関係機関（警察・警備員）等と連携して実施する。

(2) 災害緊急時の対応整備

大震災・風水害・火災等の災害緊急事態が発生した場合は、各種連絡媒体（ニッポン放送ラジオの学校安否情報・災害伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板）などを、学生・生徒の安否確認に利用する。

各キャンパスにそれぞれ設置している衛星電話を活用し、災害緊急時の連絡体制の整備充実を図り、計画的な通信連絡訓練を実施する。

(3) 備蓄品の整備

備蓄品・非常用物品のうち、飲料水・食糧について、東京都帰宅困難者対策条例・国のガイドラインに沿った 3 日間分を確保する為、今後とも毎年計画を立て、充実を図っていく。

また、自衛消防隊装備品・工具备品・災害用品等のアイテム数を増やし、充実を図っていく。

1 2 施設の整備年次計画の策定及び計画的整備

平成 27 年度に教育環境の整備及び学生・生徒へのサービス向上、施設設備の充実を図るため、施設の整備年次計画を策定し、以後、それに基づいて計画的な施設設備の整備を推進する。

(1) キャンパス環境の整備計画

【新宿キャンパス】

- 10号館1階・記念館講堂・第二体育館特定天井の耐震化落下防止の対策工事
- 5号館大体育館特定天井の耐震化落下防止の対策工事

【岩槻キャンパス】

- 本館設備機器類（空調機・照明器具等）の高効率化のため、省エネルギー型機器更新工事

(2) 施設設備の充実・改善計画

【新宿キャンパス】

- 10号館・7号館等の講義室のプロジェクター等視聴覚機器類更新工事

【岩槻キャンパス】

- (仮称)多目的棟新営工事
- 大学会館食堂内装関係等改修工事・厨房機器類更新工事

1.3 卒業生との連携強化

平成27年度は、卒業生との連携強化について、以下の施策を行う。

(1) 卒業生とのパイプの強化 【岩槻キャンパス】

平成26年度まで看護学科、作業療法学科が同窓会の学部学科支部としての活動を行っている。平成27年度は、学園祭での同窓生の部屋運営に加え、地域連携事業への参加も計画されている。

(2) 卒業生とのパイプを強化 【短期大学部】

「ホームカミングデー」の実施を目指す。製菓学科では、2年前から卒業生に対する研修を実施しているが、全学的に卒業生との連携を強化する。